

見附市下水道事業経営戦略改定（案）に
寄せられた意見と市の考え方

令和6年5月22日から6月20日までの間、「見附市下水道事業経営戦略改定（案）」のパブリックコメントを行い、2人7件のご意見が寄せられましたので、その内容とそれに対する市の考え方をお知らせします。ご意見をいただきまして大変ありがとうございました。

No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>P24 で、将来の事業予測の前提となる人口を「見附市人口ビジョン」を基にしていると記載しているが、以下6点の理由により適切ではないと考える。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計人口を用いるべきではないか。</p> <p>（適切でない理由）</p> <p>①「見附市人口ビジョン」は、令和3年3月刊「第5次見附市総合計画後期基本戦略」のP27に「出生数や社会動態の目標を設定し、人口減少の抑制に取り組む」ためと記載されていることから、これは「人口目標規定」である。また、その中身は、同基本戦略のP29～30を見る限り「出生数目標値」「純移動数目標値」を社人研の推計人口よりも政策展開により改善することを前提とした数値であり、科学的な予測手法に基づく推計人口とはいえない。</p> <p>②一方、社人研の人口推計は「コーホート要因法」を用いていることから、国際的に標準とされる手</p>	<p>「見附市人口ビジョン」は、令和2年度に社人研の最新の「人口推計」を基準に、見附市の人口の推移及び進捗評価、また今後の見附市の目指すべきまちづくりの方向性を踏まえ、目標値の修正を行い、将来人口の推計を行ったものです。「見附市人口ビジョン」は、「第5次見附市総合計画後期基本計画」に包含されており、総合計画は見附市の市政運営の方向性を示す最上位計画であることから、本計画案においても「見附市人口ビジョン」を用いることとします。</p> <p>しかしながら、あくまで人口推計であり、また、投資・財政計画（現状予測及びシミュレーション）においては、動力費や修繕費など様々な経費の予測についても、当然に実際と計画との間に乖離が発生することが想定されます。このことから、P66に示す「経営健全化へのロードマップ」において「効果検証」・「協議・検討」を行う計画年次と業績目標を定めるとともに、P71に示す「経営戦略の取り組み体制と今後の検討事項」により、経営戦略の計画年度と各年度の</p>

<p>法に基づいている。</p> <p>③下水道事業は都市計画事業の一種であると承知しているが、国土交通省「都市計画運用指針（第12版）」（令和6年）における将来推計人口の考え方の記載を見ると、例えば、42ページ記載の「立地適正化計画における居住誘導区域」の考え方として「現状趨勢の将来推計人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の値を採用すべきであり、仮に市町村が独自の推計を行うとしても国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口の値を参酌すべき」とある。ゆえに、都市計画における将来推計人口は、社人研の推計人口が基本であると国土交通省も認識しているのではないか。</p> <p>④県内自治体での同様の「下水道経営戦略」においては、県・長岡市・小千谷市など人口推計が記載されているところは、社人研の推計人口を用いているが、見附市は異なる手法で推計している。</p> <p>⑤「まちづくり総合会議」（令和6年1月29日）の資料「令和5年度見附市人口ビジョン達成状況」を見る限り、ほとんどの年度の実績値は「見附市人口ビジョン」を下回っている。</p> <p>⑥仮にも「経営戦略」であるならば、将来予測は固めに見るのが妥当であり、根拠の薄い将来予測を用いれば、将来の経営状況の試</p>	<p>決算書を検証するとともに計画の見直しに関しては少なくとも5年に一度の頻度で行うことにより経営戦略のフォローアップと進捗管理を行っていきます。</p>
--	---

	算が甘くなりかねない。	
2	<p>P39「下水道事業にかかる経費の負担区分は（中略）『雨水公費・汚水私費』が原則とされ、公費負担部分の一般会計からの繰入れについては、国が年度ごとに基準を示しています。」とあるが、この「基準内繰入金」をもう少し丁寧に説明してほしい。</p> <p>令和6年度における総務省の基準は、令和6年4月1日付け総務副大臣通知「令和6年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（総財公第26号）で示されているものと思料するが、その具体的な会計処理は各公営企業において同通知に基づいて行うはずである。例えば、直近年度である令和5年度の会計処理について示すだけでも、「基準内繰入金」についての理解が進むのではなかろうか。</p>	<p>基準内繰入金は、総務省の繰出基準により年度ごとに通知がなされていますが、その内容は、雨水処理に要する経費、分流式下水道等に要する経費、不明水の処理に要する経費など、14の項目にわたり詳細に示されており、これらの説明を記載した場合、非常に複雑難解でかつ膨大な量となってしまいます。本計画の性質上、そこまで記載する必要はないと考えますので、案のとおりとします。</p>
3	<p>同じく、P39「基準内繰入金」の財源には、見附市の予算書や決算書を見る限り「都市計画税」が充当されていると承知している。</p> <p>都市計画税は、地方税法第702条第1項によれば、課税対象は「市街化区域内に所在する土地及び家屋」とされるが、見附市における公共下水道事業は、市街化区域だけでなく市街化調整区域内も事業範囲に含まれていると承知している。</p> <p>公共下水道事業区域と都市計画税課税対象区域とは必ずしも一致していないにもかかわらず、見附</p>	<p>見附市の公共下水道事業は、市街化区域だけでなく市街化調整区域の一部も事業範囲としています。一般会計からの基準内繰入金の額は、令和4年度決算で749,523千円で、財源である都市計画税の税込だけでは不足することから都市計画税以外にも充当されています。</p> <p>本計画は、下水道事業における投資・財政計画であり、「繰入金（＝一般会計繰出金）の財源として都市計画税を充当する考え方」については、一般会計において整理・検討していくこととします。</p>

	<p>市 HP で公開されている「令和 4 年度都市計画税の使途」によれば、都市計画税の税込 229,647 千円のうち約 99% が繰入金のために充当されている。しかし、その充当理由について市民向けの説明資料は存在しないように思われる。</p> <p>公共下水道事業区域と都市計画税課税対象区域が異なるのであれば、例えば「繰入金の財源として都市計画税を充当する考え方」について、この「基準内繰入金」の説明の中で整理しても良いのではなかろうか。</p>	
4	<p>4 頁の表に、公共下水道事業と農業集落排水事業の記載があります。後者についても、72 頁からの用語解説で説明をお願い出来ればと思います。</p> <p>(特に、対象区域、処理できる汚水の違いについて)</p> <p>なお、用語解説は、素人には大変有難いので、市で公表される他の計画書等でも、是非、掲載して頂ければと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、公共下水道事業と農業集落排水事業について、用語解説に加えさせていただきます。</p> <p>「公共下水道事業」</p> <p>主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの。</p> <p>見附市では、汚水と雨水を一緒に処理する見附処理区(合流式)と汚水と雨水を分けて処理する見附第 2 処理区(分流式)がある。</p> <p>「農業集落排水事業」</p> <p>農業用排水の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備する事業。</p> <p>見附市では、耳取町、鳥屋脇町、山崎町、田井町、椿澤町を対象とする南部地区と太田町、本明町、堀溝町、杉</p>

		澤町等9町を対象とする上北谷地区がある。
5	<p>子供向けの下水道の本に、「ビストロ下水道推進戦略チーム」の紹介がありました。</p> <p>チームには、国土交通省、日本下水道協会、北海道他7県、21市町他が参加して、下水道処理場からの再生水、エネルギー、肥料等の副産物の活用を推進しているようです。</p> <p>このチームへの参加については、いかがでしょうか。</p>	<p>下水道処理場からの再生水、エネルギー、肥料等の副産物の活用については、費用対効果等の理由から現在は実施していません。近年、下水汚泥等の未利用資源の利用や再生可能エネルギーの活用などによる地球環境へ配慮した事業運営、デジタルトランスフォーメーションによる経費削減とサービス向上への取組みが求められており、当市でも導入の可能性を探っていきたいと考えます。</p>
6	<p>今回の「経営戦略改定(案) 33頁及び35頁の表」や市の上下水道局のHPでは、「葛巻下水処理場」、「今町終末処理場」と記載されていると思います。</p> <p>葛巻と今町の処理場とでは、例えば、事業所からの処理水の再処理等、役割が異なるのでしょうか。</p> <p>また、見附市の下水道では、最終的には、全量が、今町の終末処理場で対応されるのでしょうか。</p> <p>【なお、他の資料(『見附市公共施設等総合管理計画 平成29年3月』44頁)では、「葛巻終末処理場」との記載があると思います。】</p>	<p>2つの処理場は、処理する方式(汚水・雨水を一緒に処理する合流式と汚水と雨水を分けて処理する分流式)や処理する下水道の区域(見附処理区と見附第2処理区)が異なります。4の回答のとおり、用語解説に加えさせていただきます。</p> <p>また、全量を今町終末処理場で処理しているわけではなく、見附処理区(本町・新町の一部、南本町、嶺崎など)の下水は葛巻下水処理場で処理しています。2つの処理場とも下水道法に規定する「終末処理場」であり、役割などに大きな違いはありません。</p> <p>なお、見附市公共施設等総合管理計画には「葛巻終末処理場」と記載されていますが、本計画では、過去の整備の経緯から、両者を区別するために「葛巻下水処理場」と「今町終末処理場」としています。</p>
7	『わたしたちの見附市 第3・4学年用 令和4年3月改訂版』に	子どもたちに下水道を理解してもらうことは、ふるさと見附の環境保

	<p>ついて</p> <p>上水道に関しては、85 頁以降、5 頁半にわたり、詳細に解説がなされています。これに対して、下水道は、2 頁半くらいです。</p> <p>下水道についても、上水道と同じくらいの頁数での解説（処理場の位置、工場や事業所での処理状況、市の最終処理場における工程など）をご検討願えればと思いました。</p>	<p>全と郷土愛の醸成などにとっても有用なことと考えます。更なる地域学習の一助となるよう、教育委員会とも連携していきたいと考えます。</p>
--	--	--